

平成30年2月5日 佐賀県神埼市 自衛隊機墜落事故について



出典：神埼市にて原口事務所撮影



AH-64D 出典：陸上自衛隊ホームページより

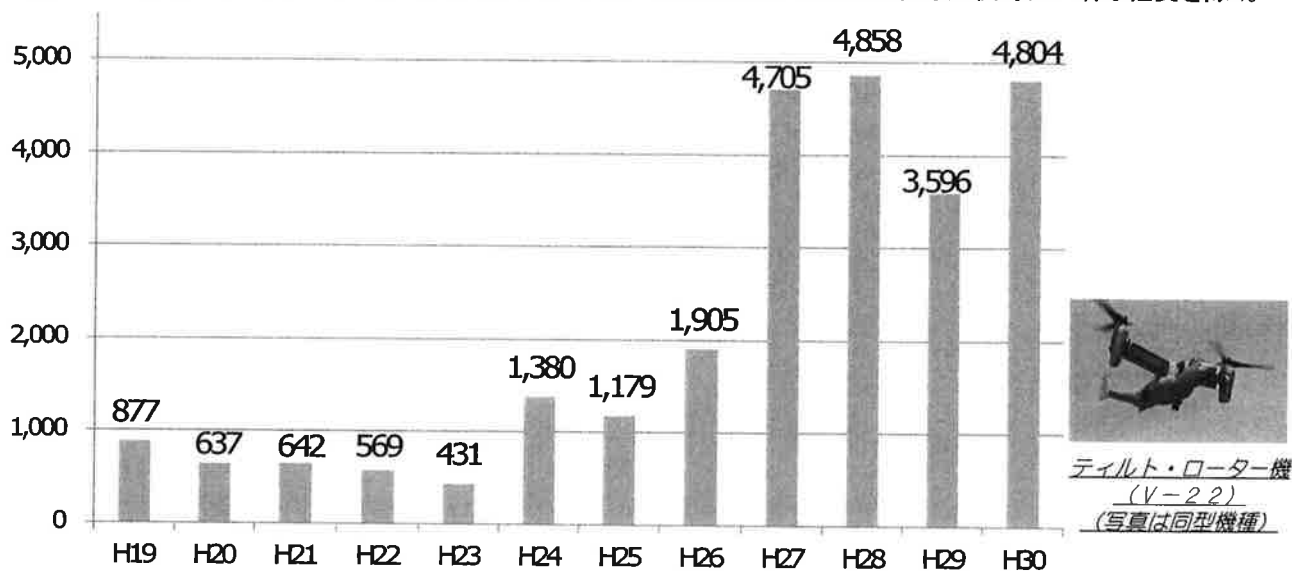
FMS調達に係る各年度(平成19年度～30年度)の予算総額

②

(単位:億円)

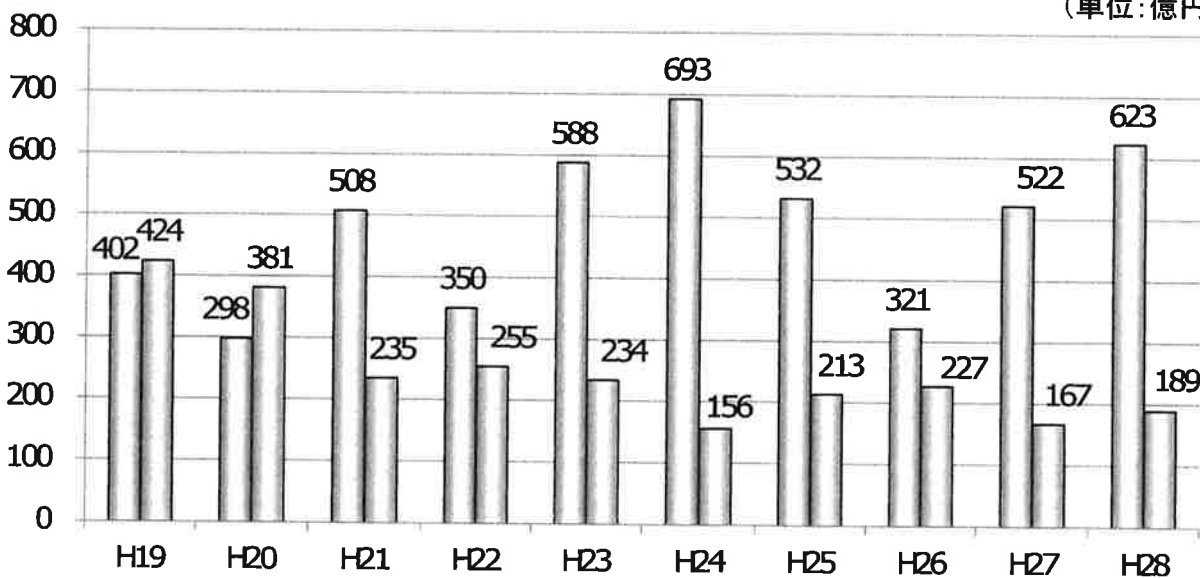
年度(和暦)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度(西暦)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
FMS予算総額	877	637	642	569	431	1,380	1,179	1,905	4,705	4,858	3,596	4,804

※SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を除く。



未精算・未納入額について

(単位:億円)



□未精算金額 □未納入金額

意見を表示し又は処置を要求した事項

有償援助調達の実施に当たり、防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求を速やかに行うことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び計算書と受領検査調査との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調査の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討するよう意見を表示したものの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計	
	(組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 等	
	平成17年度以前は、 内閣府所管 一般会計	
	(組織)防衛本庁 (項)武器車両等購入費 等	
部 局 等	防衛装備庁(防衛装備品等調達制度の所掌部局及び契約部局。平成27年9月30日以前は防衛省内部部局の一部及び装備施設本部)、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部(契約部局)	
ケース(契約)の概要	アメリカ合衆国政府から有償援助により防衛装備品等を調達するもの	
不具合報告書を送付していたケースの件数及び契約額	107 ケース 2276 億 6211 万余円(平成17年度～28年度)	
防衛装備品の不具合に対して合衆国政府に送付した不具合報告書の件数及び不具合報告書価格	734 件 91 億 9118 万余円	
上記のうちの是正措置の要求を速やかに行っていない件数及び不具合報告書価格(1)	12 件 3194 万円	
計算書の誤りに対して合衆国政府に送付した不具合報告書の件数及び不具合報告書価格	252 件 4 億 1171 万余円	
上記のうちの是正措置の要求を速やかに行っていない件数及び不具合報告書価格(2)	19 件 1391 万円	

第3章 第1節 第13 防衛省

第3章 第1節 第13 防衛省

(1)及び(2)の計	31 件	4585 万円
最終計算書の送付を受けていたケースの件数及び契約額	73 ケース	711 億 5327 万余円 (平成13年度、15年度～23年度、25年度)
上記のうち計算書と受領検査調査の記載内容が一致していない防衛装備品が見受けられたケースの件数及び契約額	64 ケース	671 億 7229 万円(背景金額)

[是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文]

有償援助調達における防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求並びに計算書と受領検査調査との照合の適切な実施について

(平成29年10月26日付け 防衛装備庁長官宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 有償援助による防衛装備品等の調達の概要

貴庁(平成27年9月30日以前は防衛省内部部局の一部及び装備施設本部)及び陸上、海上、航空各自衛隊は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales)により、防衛装備品及び役務(以下「防衛装備品等」という。)の調達を行っている(以下、この調達方法を「FMS調達」という。)

「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和52年防衛庁訓令第18号。以下「訓令」という。)によれば、その調達源が合衆国政府に限られるもの又はその価格、調達時期等を考慮して有償援助による調達が妥当であると認められ、かつ、合衆国政府が有償援助による販売を認めるものについてFMS調達を行うこととされている。

また、有償援助は、武器輸出管理法等のアメリカ合衆国の法令等に従って行われ、①契約する防衛装備品等の価格は合衆国政府が負担する総費用(合衆国政府の事務経費等を含む。)の見積りによること、②支払は原則として前払とすること、③防衛装備品の所有権はアメリカ合衆国内の製造会社等の最初の出荷地点で日本国政府に移転することといった合衆国政府から示された条件を受諾することにより、防衛装備品等が提供されるものとなっている。

そして、FMS調達は、貴庁が実施機関として行う調達(以下「FMS中央調達」という。)と、陸上自衛隊補給統制本部及び海上、航空両自衛隊補給本部(以下、これらを合わせて「3補本」という。)が行う調達(以下「FMS地方調達」という。)に区分されている。

(2) FMS調達の要求から余剰金の返済までの手続

訓令等によれば、FMS中央調達における防衛装備品等の調達の要求から余剰金の返済までの手続は、次のとおり行うこととされている(図参照)。

戦闘ヘリコプターAH-64D調達の経緯

年月	事 項
2001（平成13）年8月	陸自、対戦車ヘリコプターAS-1Sの後継として、戦闘ヘリコプターAH-64Dの導入を決定（当初は62機の予定）
2002（平成14）年度	導入開始
2007（平成19）年度	10機目の導入
2008（平成20）年8月	防衛省、調達経費が高額になったことを理由に調達打ち切りの方針を決定、2009年度予算で要求せず。（2008年度は要求したが認められなかった。）
2009（平成21）年9月	鳩山内閣成立
2010（平成22）年1月	富士重工（AH-64Dをライセンス生産していた企業）、初度費（いわゆる初期費用）の残額の支払いを求めて国を相手に提訴
12月	中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）に更に3機の整備が盛り込まれる
2011（平成23）年度	調達再開（1機）
2012（平成24）年12月	第2次安倍内閣成立
2013（平成25）年度	13機目（最後）の調達
2014（平成26）年2月	訴訟第1審判決、富士重工敗訴
2015（平成27）年1月	控訴審判決、富士重工逆転勝訴
12月	最高裁判決、上告棄却

平成30年2月14日 衆議院予算委員会

無所属の会 原口一博

出典：衆議院調査局 安全保障調査室資料をもとに原口事務所作成



Texas Military Department News

"Texans Serving Texas"

MEDIA ADVISORY

For more information about the helicopter crash, please contact the Texas Military Department's State Public Affairs Office at 512-782-5620 or email at ng.tx.txarng.mbx.pao@mail.mil.

FOR IMMEDIATE PUBLIC RELEASE:

Texas Army National Guard Helicopter crashes near Houston

HOUSTON (Dec. 28, 2016) - At approximately 3:50 p.m., a Texas Army National Guard AH-64 Apache helicopter crashed into the water, off the Bayport Cruise Terminal. Two Soldiers were on board the routine training flight. The Texas Department of Public Safety, U.S. Coast Guard air and boat crews, Pasadena Police Department, Pasadena Fire Department, Port of Houston Authority and Harris County Sheriff's Department boat crew responded to the crash and immediately started search and rescue operations.

It is with our deepest regrets that we announce both service members on board the aircraft are deceased. We are working on notifying their next of kin through proper military protocols and cannot release their names at this time.

Our deepest sympathies, thoughts and prayers are with their families. The incident is under investigation and further information will be released as it becomes available, through the Texas Military Department State Public Affairs Office.

-30-

The mission of the Texas Military Department (TMD) is to provide the Governor and the President with ready and trained forces in support of the citizens of Texas and State and Federal civil/military authorities at home and abroad.

The Texas Military Department is commanded by the Adjutant General of Texas, the state's senior military official appointed by the governor, and is comprised of the Texas Military Department (formerly the Adjutant General's Department), the Texas Army National Guard (TXARNG), the Texas Air National Guard (TXANG), the Texas State Guard (TXSG) and the Domestic Operations Command (DOMOPS).

For more information about the Texas Military Department visit our Website at <https://tmd.texas.gov>.

Texas Military Department Public Affairs
P.O. Box 5218, Building 10
Camp Mabry (Austin), Texas 78703

Phone: 512-782-5620
E-Mail: ng.tx.txarng.mbx.pao@mail.mil
Web: <https://tmd.texas.gov>

平成30年2月14日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博

出典: Texas Military Department,

"Texas Military Department News: Texas Army National Guard Helicopter Crashes Near Houston,"
December 28, 2016.

すが、航跡を聞く中で、一度、目達原の飛行場内
の中で一周飛行して、その後、基地外に出て、そ
して試験飛行ルートを飛ばす、そういう動作が行わ
れたというのが通信記録で確認をできております。
いずれにしても、どのような状況でこの事故が
起きたかということ、今後詳細な分析をしてい
きたいと思っております。

○後藤（祐）委員 その試験飛行ルートの設定の
仕方も、今回の事故を踏まえて、いざ何かが起き
たときに備えた、市街地を飛ばさないような飛行ル
ート、あるいは基地の上での飛行というのをもう
少し長くとるすとか、いろいろなやり方はある
と思っております。そこはぜひ改めていただきたい
と思っております。

それと、配付資料に、配付させていただきまし
たけれども、このAH64、DとかEとかあるよ
うなんです、これは過去、結構事故が起きてお
りまして、実際、二〇一五年の十二月二日には、
米軍のAH64Eというのですが、テネシー州
で墜落して、乗員二人が亡くなっておられます。

この報道によりまして、メインローターが機体
から外れて地上に落下したということになってい
るようでございまして、二ページ目の、これは抜
粋なんですけれども、デイセンバーの二日という
ところのアンダーラインのところを見ますと、「
M/R」、これはメインローターということだと
思いますが、「メインローター・ブレード・セパ
レーション・フロム・ローター・ヘッド」という
ことが記されておりますし、もう少し詳しく書か
れた配付資料の四ページ目を見ますと、これが恐

らくメインローターが落下した写真ということだ
と思えますが、「メイン・ローター・ブレード・
セパレーション・フロム・ザ・メイン・ローター
・ヘッド」と。

つまり、この機種、DとEは姉妹機だと思いま
すけれども、AH64については、メインロータ
ーが機体から外れて落下して、死亡事故がアメリ
カでは起きている、このことは十分踏まえた上で
整備ですとかいろいろ対応をふだんからしてい
るべきだと思えますが、まず、米軍でこういった
AH64に関する事故が既に起きていたというこ
とは御存じでいらっしゃいますか。

○小野寺国務大臣 御指摘のような事例を含め、
海外でのAH64の事故が発生した事例があるこ
とは承知しておりますし、当然、整備を運用す
る当局も十分認識していると思っております。

他方、AH64Dのこれまでの事故の事例にお
いて、機体に構造上のふぐあいがあつたとの報告
は承知しております。もしそのようなふぐあ
いがあれば、メーカー、これはボーイングがつく
っておりますが、メーカーからライセンス国産の
企業を通じて、当然その情報というのは運用して
いる自衛隊にも入っておりますし、内容について
は十分把握されていると思っております。

いずれにしても、今回の陸自の事故についての
原因は現在調査中ということになります。
○後藤（祐）委員 ちゃんと整備されていればふ
ぐあいはならないと思うんですね。ですが、恐
らく、このアメリカの事故のときも何らかの整備
上の問題があつたということのようなんですね。

実際、インスペクターの責任だというような記述
もあるようでございますので。

実際、今回の事故機の整備をされる方々は、こ
のアメリカでのメインローターヘッドに基づく事
故ということを知っていたのでしうか。

○小野寺国務大臣 当然、このような機体の整備
を行う者に関しては、十分な情報そしてまた技能
を持った形での整備を行うというのが基本であり
ます。

そして、例えば、これはAH64だけではなく
他の航空機もそうでありますが、海外あるいは日
本国内でもそうでありますが、何らかの事故が発
生したり、あるいは整備上の問題が発生した場合
には、その情報というのは当然共有をされるもの
です。メーカー側からそのような事故があつた
という報告は当然運用者には入ってくるのが基本
だと思っております。

そのようなことを基本として整備をしていると
いうのが、私ども、隊の運営の基本だと思ってお
ります。
○後藤（祐）委員 ぜひ、実際、この整備に当た
った方がこのアメリカでの経験を知っていたかど
うかは検証してください。

これは、私、きのう、英語のページをいろいろ
見たんですけども、かなりの件数の事故があり
ます。どれも、ちゃんと整備されていなければ起き
ないような事故が多いと思うんですね。だから
こそ、ちよつとしたミスじゃ済まされないような
ものとして特にどこが大事かというのは当然共有
されていると思えますが、そこは徹底していただ

(その1)

収支報告書

平成28年分
開催分

(ふりがな) おのでらいつのりこうえんかい

1 政治団体の名称 小野寺五典後援会

2 主たる事務所の所在地 宮城県気仙沼市魚市場前7-13 気仙沼産業センター「海の市」3階
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) 石川 (名) 雅治

4 会計責任者の氏名 (姓) 鈴木 (名) 教

事務担当者の氏名 (姓) (名)

(電話) [REDACTED]

(電話) [REDACTED]

(電話) [REDACTED]

28 [280429] 29.3.10 ㊦ ㊷ シ ㊸

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓)	(名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 (2人目)	(名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名 (3人目)	(名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(*複数回の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(*複数回の期間がある場合2つめ以降の期間)	

【エラーチェック済】

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		3. 政治団体	
	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	事の会	1,500,000	H28/2/9	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館715号室	小野寺 五典		
2	事の会	1,500,000	H28/4/12	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館715号室	小野寺 五典		
3	事の会	1,500,000	H28/7/12	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館715号室	小野寺 五典		
4	事の会	1,500,000	H28/8/8	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館715号室	小野寺 五典		
5	事の会	1,500,000	H28/9/9	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館715号室	小野寺 五典		
6	事の会	1,500,000	H28/10/12	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館715号室	小野寺 五典		
7	事の会	1,500,000	H28/11/28	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館715号室	小野寺 五典		
	その他の寄附	0					
	合計	10,500,000					

平成30年2月14日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博
出典：宮城県選挙管理委員会HPより

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額	備考	
項目	金額		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経常経費				
(1) 人件費	311,340		0	
(2) 光熱水費	391,822		0	
(3) 備品・消耗品費	2,482,831		0	
(4) 事務所費	4,750,969		0	
小計	7,936,962		0	
2 政治活動費				
(1) 組織活動費	3,010,308		0	
(2) 選挙関係費	0		0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	330,700		0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		0	
イ 宣伝事業費	330,700		0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		0	
エ その他の事業費	0		0	
(4) 調査研究費	0		0	
(5) 寄附・交付金	0		0	
(6) その他の経費	0		0	
小計	3,341,008		0	
合計	11,277,970			

【エラーチェック済】

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	2,110,730				
	合計	2,110,730				

平成30年2月14日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博
出典：宮城県選挙管理委員会HPより

2 政治資金規正法の概要

(2) 規正の対象

① 政治団体

政治団体は何人も自由に設立できるが、設立の届出をしない限り、寄附を受け、又は支出をすることはできない。(6条、8条関係)

・政治団体の種類(3条、5条、19条関係)

政 党	次のいずれかにあてはまる政治団体 i 所属国会議員を5人以上有するもの ii 前回の衆議院議員総選挙(小選挙区又は比例代表)、前回又は前々回の参議院議員通常選挙(比例代表又は選挙区)のいずれかで全国を通じた得票率が2%以上であるもの	
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体	
その他の政治団体	上記以外の政治団体(主義主張を掲げて活動している団体、後援会等)	
	資金管理団体	政治家が、自らが代表である政治団体のうちからその者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として指定したもの(1つに限る)

※収支報告に関する特例等が設けられている政治団体(19条の7関係)

国会議員関係 政治団体	次の i、ii にあてはまる政治団体(政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体を除く)及びiii i 国会議員・候補者(候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)が代表者である資金管理団体その他の政治団体 ii 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 なお、政党支部であっても、 iii 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、i の国会議員関係政治団体とみなす。
----------------	--

平成30年2月14日 衆議院予算委員会

無所属の会 原口一博

出典:「選挙制度関係資料集」衆議院調査局第二特別調査室

(参考1) 収支報告書の支出の記載、領収書等の写しの提出について

(1) 一般の政治団体

政治資金規正法施行規則で規定		政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定	
項目	内 訳	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)
経常経費	人件費	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	光熱水費				
	備品・消耗品費				
	事務所費				
政治活動費	組織活動費	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載	(添付)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	選挙関係費				
	機関紙誌の発行				
	その他の事業費				
	調査研究費				
	寄附・交付金				
	その他の経費				
	その他				

(2) 資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く)

政治資金規正法施行規則で規定		政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定	
項目	内 訳	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)
経常経費	人件費	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	光熱水費				
	備品・消耗品費				
	事務所費				
政治活動費	組織活動費	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載	(添付)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	選挙関係費				
	機関紙誌の発行				
	その他の事業費				
	調査研究費				
	寄附・交付金				
	その他の経費				
	その他				

(3) 国会議員関係政治団体

	政治資金規正法施行規則で規定		政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定	
	項目	内 容	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)
経常経費	人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労務費保険料その他の各種保険料の類	(明細の記載は不要)	(添付不要)		
	光熱水費	電気、ガス、水道の料及びこれらの計器使用料等	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載			
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る)等の備品の類及び事務用用品、封筒、鉛筆、インク、事務用、新聞、雑誌、カフリン等の消耗品の類の購入費				
事務所費	事務所の借料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの					
政治活動費	組織活動費	当該政治団体の組織運営に関する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織費、渉外費、交際費の類	(明細を記載) 1件1万円を超えるものについては、支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	(添付) 1件1万円を超えるものについては、添付必要	政治団体にて保存する1万円以下のものについては開示請求により、写しを開示	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他の選挙に關して行われる政治活動に関する経費の類				
	機関紙誌の発行	ア 機関紙誌の発行事業費…(略) イ 宣伝事業費…(略) ウ 政治資金パーティー開催事業費…(略) エ その他の事業費…(略)				
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に関する経費で、例えば、研究会費、資料費、書籍購入費、顧問料の類				
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、補助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類				
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費				

※収支報告書提出の際に、登録政治資金監査人による監査が必要

(参考2) 収支公開の流れ及び政治資金適正化委員会の業務

